

農政対策資料  
令和3年6月

# 農政をめぐる情勢

## 目 次

I 規制改革推進会議が答申書を提出	1
II 人・農地など関連施策の見直し	27

## 今月号のあらまし

### I 規制改革推進会議が答申書を提出

6月1日、規制改革推進会議は菅首相に答申書を提出した。農家所得向上につながるKPI等の目標等を盛り込んだ自己改革の方針等を各JAが総会で決定し、改革を実践、組合員の評価を踏まえて修正を繰り返す「自己改革実践サイクル」の構築をJAに求めている。

今後、答申の実施事項について、規制改革実施計画に盛り込まれ、6月中旬に閣議決定される見込みとなっている。

### II 人・農地など関連施策の見直し

5月25日、農水省は「人・農地など関連施策の見直し（取りまとめ）」を公表した。人・農地など関連施策については、昨年12月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、検討が行われていた。

今後、今回の見直し方向に基づき、来年の通常国会に必要な法律案を提出することを念頭に、具体的な内容等について検討し、年内を目途に関連施策パッケージをとりまとめる。

# | 規制改革推進会議が答申書を提出

## — JAに自己改革実践サイクル構築を求める —

### 1. 規制改革推進会議が答申

- 6月1日、規制改革推進会議は「規制改革推進に関する答申」を菅総理に提出了。
- 今後、答申の「実施事項」(注)が、規制改革実施計画に盛り込まれ、6月中旬に閣議決定される見込みである。  
(注) 答申は、「基本的考え方」と「実施事項」で構成されている。
- 改正農協法施行後5年の見直し時期に当たる農協改革については、5月13日の規制改革推進会議農林水産WGに農水省が提出した資料の内容(前月号に掲載)がほぼそのまま盛り込まれた。
- JAには、農家所得向上につながるKPI等を盛り込んだ自己改革の方針等を各JAが総会で決定し、改革を実践、組合員の評価を踏まえて修正を繰り返す「自己改革実践サイクル」の構築を求めた。

### 【6月1日「規制改革推進に関する答申」のポイント(農業分野抜粋)】

- (1) 農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組  
ア 農協における独占禁止法に違反する行為への対応

【令和3年度措置、それ以降継続的に措置】

#### <実施事項>

- a 農林水産省は、都道府県等と連携し、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等を対象として、全国的に生乳取引に関する実態調査を行う。調査結果を踏まえ、課題分析を行い、不公正な取引を防止する取組を行う。
- b 農林水産省は、全国組織がリーダーシップを発揮し、農協の自主的な行動を引き出すよう、全国組織を指導するとともに、都道府県と連携して、農協が独占禁止法に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを表明し、独占禁止法を遵守するよう、農協を指導する。また、農林水産省は、農協の取組状況を毎年調査し、その結果を公表する。特に、酪農分野では、酪農家に対する優越的地位の濫用や乳業メーカー等に対する不公正な取引方法及び販売先の事業活動に対する不当な拘束を行わないことなど、農協及び指定生乳生産者団体が独占禁止法の遵法に向けて自主的な行動を行うように指導する。
- c 農林水産省は、公正取引委員会や都道府県と連携して、農協系統組織の役職員に研修等を行い、その浸透度合いを適切かつ定量的に評価するなど、独占禁止法の違反又は独占禁止法に違反するおそれのある行為を根絶するための集中的な措置を講ずる。
- d 公正取引委員会は、酪農分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、「農業分野タスクフォース」を通じ、効率的な調査を実施し、必要に応じて効果的な是正措置を実施・公表することで、酪農分野における独占禁

止法違反の取締りの強化を図る。

(2) 若者の農業参入、経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題

【令和3年度検討・結論、結論を得次第順次措置】

<実施事項（要旨）>

- a 多様な主体と連携して若者を農業に呼び込むための施策や体制を構築
- b マッチングや継承時のサポートなど第三者継承を計画的に進める仕組みや支援体制を整備
- c 経営管理能力向上のための取組を充実させ、関係機関等の推進体制見直し
- d 法人化の実績管理にかかる統計上の扱いや目標達成の評価方法を整理

(3) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化 【令和4年措置】

<実施事項>

農林水産省は、地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。

(4) 農協改革の着実な推進 【令和3年度以降順次措置】

<実施事項>

- a 農林水産省は、農協において、組合員との対話を通じて自己改革を実践していくため、以下の自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省（都道府県）が指導・監督等を行う仕組みを構築する。

① 農協において、次の方針等を策定し、組合員との徹底的な対話を行い、総会で決定する。

(i) 自己改革を実践するための具体的な方針（信用事業に過度に依存するのではなく、経済事業の黒字化を図ることも日指し、それぞれの農協が置かれている事業環境に応じて、農業者の所得向上につながる実績を判断するためのKPI等の目標を質の高い形で設定しつつ、農業者の所得向上に取り組むための具体的な行動内容等を定める）

(ii) 中長期の収支見通しについてのシミュレーション（農業者の所得向上に取り組むべく、健全で持続性のある経営を確保する観点から、経済事業はもちろん、全ての事業について将来の見通しを作成する）

(iii) 準組合員の意思反映及び事業利用についての方針（準組合員の意思反映に関する仕組みを明確化するとともに、事業利用について、組合員が具体的な利用状況を把握した上で、農業者の所得向上を図るとの農協改革の原点に立って判断するものとして定める）

② 農協は、①の方針等や事業計画等に基づいて、自己改革のための具体的アクションを実行する。

③ 農協は、毎年、自己改革の実績や取組状況等について、①の方針等との比較・分析を含め、組合員に丁寧に説明するとともに、組合員の評価と意向を踏まえ、更なる改革の取組のため、事業計画への反映や方針等の修正等を行う。

- ④ この一連のプロセスを毎年継続して実施していく。
- b 農林水産省は、全国組織において、農協がaの①の方針等を策定するに当たって助言、優良事例の横展開等を図るとともに、自ら生産資材価格、輸出、他業種連携、販売網の拡大等の農業者の所得向上のための改革を実施し、これらを通じ、農協に対する支援等を行うための仕組みを構築する。
- c 農林水産省は、aの①の方針等の作成に当たっての助言、②の具体的なアクションのヒアリング等を行いつつ、毎年、自己改革の実績等について報告を求め、進捗状況、収支状況等を把握し、農協や全国組織における取組の加速化・見直し等が求められる場合には、自律的な改革の継続・強化や経営の健全性・持続性の確保等の観点から、農協改革の原点に立って、必要な措置を検討・実施する。
- d 農林水産省は、JAバンクにおいて、以下の自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省（都道府県）が、金融庁と連携し、指導・監督等を行う仕組みを構築する。
- ① JAバンクとして、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投融資等に向けて、中長期的な戦略を策定する。
  - ② これを踏まえ、農林中金、信農連、農協において、それぞれ、農業・関連産業向けの投融資活動等について目標を設定し、具体的な行動内容等を定める個別計画を策定する。
  - ③ その個別計画に基づき具体的なアクションを実行し、その実績や取組状況について、中長期的な戦略等との比較・分析を含め、組合員等に丁寧に説明し、更なる活動等を進めるため、個別計画への反映を行う。
  - ④ 農林中金において、金融環境の急速な変化に対応できる態勢を強化するとともに、農協から実績や取組状況の定期的な報告を求め、農協に対して融資の審査等に必要な貸出システムの導入といった支援や目標達成のために必要な助言等を行う。
- e 農林水産省は、dの①の中長期的な戦略の作成に当たっての助言、③の具体的なアクションのヒアリング等を行いつつ、JAバンクに対し、農業・関連産業向けの投融資の実績について報告を求め、進捗状況等を把握し、見直し等が求められる場合には、必要な措置を検討・実施する。

## (5) 農地利用の最適化の推進

- 【a, b : 令和3年度措置、c, f : 令和4年度措置、  
d : 令和3年検討・結論、結論を得次第順次措置、e : 措置済み】
- <実施事項（要旨）>**
- a 農林水産省は、改正農協法等附則第51条第2項（5年後見直し条項）に基づき、全ての農業委員会で最適化活動の目標を定め、推進委員等が毎年度活動を記録・評価・公表する仕組みを構築
- b 推進委員等を評価し、適切な人材を確保する仕組みを構築
- c 農業委員会と市町村、農地バンク等の役割・責任分担等に関するガイドラインの発出等
- d 「目標地図」の明確化とその実現に向け農地バンクを軸として体系的に貸借を農作業受託も含め協力に促進すること等を検討し、結論
- e 所有者への利用意向調査について、全遊休農地が対象となるよう施行規則を

改正、農地バンクによる農地の貸借を促進

f デジタル技術を活用し、農地に関する各種情報が一元管理される地理情報共通管理システムを開発し、運用

(6) 農地の違反転用の課題について

【a : 令和 3 年度措置、b : 令和 4 年度上期措置、

c : 令和 3 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

＜実施事項（要旨）＞

- a 違反転用の発生防止・適正な是正措置の執行に向け、違反転用に係る実態調査を実施。特に、追認許可等について詳細に調査
- b 実態調査を踏まえ、必要な措置を講ずる
- c 違反転用の早期発見のため、農業委員会によるパトロールを活性化等

(7) 農業用施設の建設に係る規制の見直しについて（※略・後掲参照）

(8) トラクターの公道走行に係る手続の簡素化について（※略・後掲参照）

(9) 農産物検査規格の見直し（※略・後掲参照）

(10) 畜産業の規制改革

ア 牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革 【令和 3 年度措置】

＜実施事項（要旨）＞

- a 農林水産省は、全国的に生乳取引の実態調査を行い、必要な措置を講ずる。実態調査も踏まえ、生乳流通業者が農協系統か系統外かに関わらず、取引先を自由に選べるようガイドライン作成など、運用改善を行う。さらに、乳業メーカー等が農協系統と系統外の双方の生乳の取扱いを公平に行うよう指導。
- b 酪農家が自由な取引を萎縮するがないように、「指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集」を見直す。また、制度改正の趣旨を周知徹底
- c 生産者補給金等における加工原料乳の数量算出において、その算出に係るブロック地域の考え方について、全国を一つのブロックとして扱うこと等ができるよう、必要な制度改正を行う

イ 畜産の遠隔診療 【a, c : 令和 3 年措置、b : 令和 4 年措置】

＜実施事項（要旨）＞

a, b, c 獣医師の家畜の遠隔診療は、初診から可能である旨通知を発出等

(11) 畜舎に関する規制の見直し 【a : 措置済み、b～g : 令和 4 年措置】

a 基準緩和に伴う建築コスト削減にかかる直接的な効果を試算

b, c, d 構造審査が不要となる面積を 3,000 m<sup>2</sup>の引き上げ、各国法制で安全性が証明済みの部材の使用等の緩和、木材や鉄骨部材量の削減、外国部材の使用を可能とするようハード基準を緩和

e, f ソフト・ハード基準は、幅広く意見聴取し、結論。審査手続きは簡素化

g 消防法施行令の改正を基本に畜舎における消防用設備等の特例基準を認定等

（原文（農業関係抜粋）は別紙 1 の通り）

- 今後、答申の実施事項について、規制改革実施計画に盛り込まれ、6月中旬には閣議決定される見込みとなっている。

## 2. 野上農水大臣の記者会見

- 4日、野上農水大臣は閣議後の記者会見で「いわゆる5年後見直しとして、今後決定する規制改革実施計画も踏まえ、自己改革実践サイクルが構築され、農水省が指導・監督等を行う仕組みを構築していきたい」と述べた。

### 【6月4日 野上農水大臣の閣議後記者会見（農水省HPより関連箇所を編集抜粋）】

#### 記者

今週火曜日に、規制改革推進会議が総理への答申をいたしました。農林水産分野、15項目盛り込まれていますが、まず、この答申への受け止めをお聞かせいただきたいのと、特に農協改革について、改正農協法施行後5年の見直しとか、准組合員の事業利用規制のあり方検討の時期と重なります。答申を受けて、今後、農水省として、この5年後見直しとか、准組合員に関する検討をどう進めいかれるか、お願ひします。

#### 大臣

先日1日であります、開催されました規制改革推進会議におきまして、規制改革推進に関する答申が決定をされまして、農林水産分野では農協改革の着実な推進ですとか、あるいは農地の違反転用の課題等ですね、15項目が盛り込まれたものと承知をいたしております。これらの項目につきましては、農林漁業者の所得向上や、農山漁村の活性化につながるものとなるよう、現場の声をよく聞きながら取り組んでまいりたいと思います。その中で、今、申し上げましたとおり、農協改革についてもですね、記述をされたところであります。農林水産省は、5月に開催されました、規制改革推進会議の農林水産ワーキング・グループにおきまして、「農協において、組合員との対話を通じて自己改革を実践していくため、自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省が指導・監督等を行う仕組みを構築する」との考え方を説明したところであります。その内容が盛り込まれたものと考えております。農林水産省としては、今後、閣議決定する規制改革実施計画も踏まえて、必要な仕組みを構築してまいりたいと考えております。

5年後見直しでございますが、平成27年の改正農協法附則におきまして、政府は、法律の施行後5年を目途として、改革の実施状況を勘案して、農協制度について検討することとされているわけであります。このような中で、6月1日に、今ほど申し上げた答申が行われたところでありますが、今後、政府におきましてですね、規制改革実施計画を閣議決定していくことになるものと承知をしております。農林水産省としましては、いわゆる5年後見直しとして、今後決定する規制改革実施計画も踏ままして、「農協において、組合員との対話を通じて自己改革を実践していくため、自己改革実践サイクルが構築をされ、これを前提として、農林水産省が指導・監督等を行う仕組み」を構築してまいりたいと考えております。

### 3. 骨太方針、成長戦略

- 6月中旬に規制改革実施計画と一緒に閣議決定が見込まれている骨太方針、成長戦略の策定に向け、与党や政府会議体の議論が4月以降活発に行われており、農業関連も農林幹部による議論が進められている。

#### (1) 骨太方針

- 6月9日、政府の経済財政諮問会議（議長：菅総理）は、骨太方針（経済財政運営と改革の基本方針2021（仮称））の原案を示し、農業関係では、輸出戦略、「みどりの食料システム戦略」、中山間地域等を含めた生産基盤の強化に向けた方針等が盛り込まれた。

#### 【「経済財政運営と改革の基本方針2021（仮称）」（原案）より抜粋】

##### （5）輸出を始めとした農林水産業の成長産業化

人口減少に伴う国内市場縮小や農林漁業者の減少、気候変動等に対応するため、農林水産業全般にわたる改革を力強く進め、成長産業としつつ、所得の向上、活力ある農山漁村の実現、食料安全保障の確立を図る。

輸出戦略に基づき、マーケットインやマーケットメイクの推進に向け、品目団体の組織化等による海外での販売力強化、農産物特有のリスクに対応し事業者の後押し等の施策を講じ、所要の法改正も含め検討する。加工・業務用野菜の国産切替えを進める。

「みどりの食料システム戦略」の目標達成に向け、革新的技術・生産体系の開発・実装、グリーン化に向けた行動変容を促す仕組みを検討するとともに、国際ルールづくりに取り組む。

中山間地域等を含めた生産基盤の確保・強化に向け、スマート農林水産業の実装加速化、支援サービス事業の育成等を推進するほか、農地バンクの機能強化等による農地の集約と最大限の利用、多様な人材確保と担い手育成、新たな農業・農村ビジネス展開を大胆に進める仕組みを検討する。土地改良事業や家畜疾病対策を推進するとともに、広域捕獲等の鳥獣対策を強化する。食品産業の強化に向け、自動化、データ連携等の推進、新しい生活様式に対応した業態転換等を進める。

#### (2) 成長戦略

- 6月2日、成長戦略会議（議長：加藤内閣官房長官）が開催され、成長戦略実行計画案、成長戦略フォローアップ案を示した。

#### 【成長戦略実行計画案等における農業分野記述のポイント】

##### ～成長戦略実行計画案～

###### i) スマート農林水産業

デジタル技術や衛星情報を活用し、農林水産業の成長産業化を推進するため、通信環境整備やデジタル人材の育成等を進める。具体的には、整備手法等をまとめたガイドラインの本年度中の策定、機器のレンタル等支援サービスを提供する事業者の参入促進等。

###### ii) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

みどりの食料システム戦略に基づき、サプライチェーン全体で革新的な技術・生産体系の開発と社会実装を推進し、2050年までに農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化の実現を目指す。具体的には、農業機械等の電化・水素化、農畜産業由来の温室効果ガス削減等を推進。

iii) 農林水産業の成長産業化による活力ある農山漁村の実現

輸出額目標の達成に向け、輸出産地・事業者への重点的な支援を行うなど、所得向上、活力ある農山漁村の実現を図る。

～成長戦略フォローアップ案～

1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備
  - ・スマート農業の推進、農業支援サービスの育成・活動環境整備
2. グリーン分野の成長
3. 新たな成長に向けた競争政策等の在り方
  - ・企業の農地取得特例、農地の適切な利用を促進するための施策等
4. 地方創生
  - ・輸出促進等「新たなマーケット」の創出、農業の生産基盤の強化

4. 今後のスケジュール

- 今後、想定される主な政治日程等は以下の通り。

6月	16日：通常国会閉会 中旬：骨太方針、成長戦略、規制改革実施計画の閣議決定
7月	4日：東京都議選 23日～8月8日：オリンピック
8月	24日～9月5日：パラリンピック 月末：概算要求、省庁税制改正要望
9月	月内：国連食料システムサミット2021（ニューヨーク） 月末：自民党総裁任期満了
10月	21日：衆議院議員任期満了

## 5. 農林水産ワーキング・グループ

農林水産業に従事する者の平均年齢は、農業が 67.8 才、林業が 52.4 才、漁業が 56.9 才となるなど、高齢化・人手不足は一層深刻化している。また、国内の人口減少に伴い、農林水産品の国内需要が頭打ちになる一方で、TPP11 や日欧 E P A が発効され、海外産との競争が激化するなど、我が国農林水産業を取り巻く環境は厳しさを増している。このような中、地域の所得を押し上げ、地域経済を活性化するためには、農林水産業の成長産業化・輸出産業化によって強い農林水産業を創出する必要がある。しかしながら、例えば農林水産省の掲げる「農林水産物・食品の輸出額を 2030 年に 5 兆円」の目標に対して、足下 2020 年の実績では 1 兆円に満たないなど、目指すべき姿との間にまだギャップがあり、様々な角度から効果のある施策を実施していく必要がある。具体的には、農林水産業に意欲ある人材を惹きつけ、資金や技術を呼び込み、スマート技術の活用や広域的な活動による生産性向上、6 次産業化などの付加価値向上、国際競争力の強化・輸出の拡大を図るため、生産者が創意工夫を発揮し、公正・公平で自由な取引を通じて事業を発展させることができることを可能にする環境を整備し、農林水産業を魅力ある産業にすることが必要不可欠である。

農業分野においては、2020 年には基幹的農業従事者が 136 万人、そのうち 65 歳以上が占める割合が 69.6% となり、5 年前に比べそれぞれ 22.4% の減少、4.7 ポイントの上昇となるなど、高齢化・人手不足に歯止めがかからなくなっている。農業の存続を維持するためにも新規就農支援の拡充、農業経営の法人化促進や経営継承の円滑化など、意欲のある若者を呼び込み、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための積極的な施策が急務である。また、担い手への農地の集積・集約を加速するとともに、ドローン、自動走行トラクター、I C T 等の先端技術を最大限に活用して生産性の飛躍的な向上を実現できる環境や、品質・付加価値の向上、生産コストの低減や流通の合理化を図る上で、生産者の創意工夫が阻害されることのない環境を整備することも重要である。以上を踏まえ、農業協同組合や農業委員会による施策の実効性を始め、現行の規制・制度・施策について不断の検証と見直しが必要である。

水産分野においては、世界の水産物需要が拡大し続けるとみられる中、排他的経済水域（E E Z）面積世界第 6 位を誇る豊かな漁場を持つ我が国であるが、水産資源の減少等により生産量や漁業者数は減少する傾向にある。また、成長の柱となる養殖業については、世界では漁業生産量の 5 割以上を占めるのに対し、我が国は約 2 割と低水準である。このような中、約 70 年ぶりの抜本改正となる漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）が令和 2 年 12 月に施行されたが、水産資源の維持・増大、漁業生産性の向上、漁場の適切かつ有効な活用などの改革の趣旨を実現するため、制度運用を徹底する必要がある。また、真面目に取り組む漁業者が不利益を被ることのないよう、国内外における I U U（違法・無報告・無規制）漁業の撲滅も必要不可欠である。さらに、これらの制度が効果的かつ効率的に運用されるよう、デジタル化を前提とした制度とすることや、国として、都道府県や漁業協同組合と連携し、漁業者に対して制度の理解・周知を図ることも極めて重要である。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

### (1) 農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組

#### ア 農協における独占禁止法に違反する行為への対応

【令和 3 年度措置、それ以降継続的に措置】

#### ＜基本的考え方＞

農業者及び漁業者が減少する中、農林水産業の成長産業化のためには、農業者及び漁業者がインターネット販売を駆使する等、創意工夫を發揮し、所得の向上を図ることができる環境を整備することが重要である。現在のコロナ禍において、その重要性はますます高まっている。こうした創意工夫の發揮を不公正な取引が阻害してはならない。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）を中心とした法令の遵守体制の構築は、コンプライアンスがビジネスの大前提であるとともに、その環境整備として極めて重要である。

独占禁止法は、「私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」を目的としている（独占禁止法第 1 条）。農林水産分野においても、これを遵守し、適切な競争を確保することにより、産業が活性化し、農業者及び漁業者の所得の向上を図ることが可能となる。

この点に関し、農業協同組合（以下「農協」という。）、漁業協同組合（以下「漁協」という。）とともに、独占禁止法に関する法令遵守体制の構築はいまだ十分とは言えない状態にある。農協や漁協の行為のうち、共同購入、共同販売等については、組織の目的に照らし独占禁止法の適用が除外されているが、不公正な取引方法を用いる場合や一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合には、独占禁止法違反となることを改めて心得ておくべきである。

まず、農協については、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき自主的に設立された協同組合であり、小規模な事業者である農業者が相互扶助によって、共同販売による交渉力の強化、経営効率の向上や生活の改善を図るとともに、その組合員のために最大の奉仕をすることを目的としている。農業者による農協への加入・脱退が自由であることはもちろん、組合員が、農薬、肥料、飼料、農業機械等の生産資材を購入したり、組合員が生産した農畜産物を出荷したりする際に農協の事業を利用するか否かは組合員の自由意思に委ねられている。

このため、農協が組合員に対して農協の事業の利用を強制することは、そもそも農協制度の趣旨に反するものであるが、さらに、組合員の自由かつ自主的な判断による取引を妨げることや、農協と競争関係にある商系事業者等の取引の機会を奪うことなどを通じて、農業分野における競争に悪影響を及ぼすことにもなる。

平成 28 年 6 月の規制改革実施計画に記載された「公正かつ自由な競争を確保するための方策の実施」に基づき、「農業分野タスクフォース」を通じ、農業分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図るとともに、独占禁止法違反の防止の取組が実施されてきたところであるが、あきた北農協（令和元年警告）、大分県農協（平成 30 年排除措置命令）、土佐あき農協（平成 29 年排除措置命令）及び阿寒農協（平成 29 年注意）など、近年でも法的措置や警告・注意を受ける事案がある。

特に、酪農分野においては、農協系統から独占禁止法に違反する可能性のある行為を受けるおそれから、生乳の出荷先や調達先を選択する自由が実質的に制限され

ているとの声がある。酪農家を始めとする農業者や中小の乳業メーカー等が不要な萎縮をすることがないようにする必要がある。

このような事案の発生は、組合員への背信行為であるばかりでなく、近年の企業不祥事に対する国民の厳しい視線に鑑みても、農協系統組織全体に対する国民の信用を失墜させ、農産物の販売等にまで影響が及ぶおそれがあり、組合員の利益や組合の社会的信用に関わる重大な問題である。

その問題の重大性を踏まえれば、農業の成長産業化のため、独占禁止法違反の行為はもとより、そのおそれのある行為についても根絶するべきである。

そのため、公正取引委員会は、独占禁止法に違反する疑いのある事案について、積極的に実態を調査し、その是正を図ることが重要である。また、農林水産省は、農協の本来の機能や役割が効率的・効果的に發揮されるよう、経営の健全化や法令遵守体制の確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法に基づく監督を適時適切に行う責任を有していることから、都道府県とともに、こうした事案の発生を未然に防止し、その責任を完遂すべく集中的な取組を行うべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### ＜実施事項＞

- a 農林水産省は、都道府県等と連携し、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等を対象として、全国的に生乳取引に関する実態調査を行う。調査結果を踏まえ、課題分析を行い、不公正な取引を防止する取組を行う。
- b 農林水産省は、全国組織がリーダーシップを發揮し、農協の自主的な行動を引き出すよう、全国組織を指導するとともに、都道府県と連携して、農協が独占禁止法に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを表明し、独占禁止法を遵守するよう、農協を指導する。また、農林水産省は、農協の取組状況を毎年調査し、その結果を公表する。特に、酪農分野では、酪農家に対する優越的地位の濫用や乳業メーカー等に対する不公正な取引方法及び販売先の事業活動に対する不当な拘束を行わないことなど、農協及び指定生乳生産者団体が独占禁止法の遵法に向けて、自主的な行動を行うように指導する。
- c 農林水産省は、公正取引委員会や都道府県と連携して、農協系統組織の役職員に研修等を行い、その浸透度合いを適切かつ定量的に評価するなど、独占禁止法の違反又は独占禁止法に違反するおそれのある行為を根絶するための集中的な措置を講ずる。
- d 公正取引委員会は、酪農分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、「農業分野タスクフォース」を通じ、効率的な調査を実施し、必要に応じて効果的な是正措置を実施・公表することで、酪農分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。

#### イ 漁協における独占禁止法に違反する行為への対応

【a～d, f : 令和3年上期措置、e, g, j～m: 令和3年度以降継続的に措置、h, i, n: 令和3年度措置】

#### ＜基本的考え方＞

漁協についても、独占禁止法の遵守が重要であり、「漁協等向けの総合的な監督

指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」（以下「監督指針」という。）において、農協の場合と同じく、独占禁止法に違反する行為は「漁協系統組織全体に対する国民の信用を失墜させ、水産物の販売等にまで影響が及ぶおそれがあり、組合員の利益や組合の社会的信用に関わる重大な問題である」とされ、こうした事案の発生を防止するための法令等の遵守態勢の整備が求められている。

しかし、令和3年2月1日の農林水産ワーキング・グループ（以下「ワーキング」という。）において、漁協が、組合員に対して漁協以外に出荷すること（以下「系統外出荷」という。）を制限し、漁協を利用しないことを理由として他の事業の利用を制限すること等、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に該当するおそれのある漁協の行為が複数報告された。そして、農林水産省が、そこで報告された事例について事実確認を行ったところ、実際に漁協が「組合員は漁獲物を漁協が開設する市場以外に販売してはならない」旨の販売業務規程を設けていた事案が確認された。

このような状況では、漁業者が創意工夫を發揮し、所得向上を図ることは困難である。

そのため、公正取引委員会は、独占禁止法に違反する疑いのある事案については、積極的に実態を調査し、その是正を図ることが重要である。また、農林水産省は、漁協の本来の機能や役割が効率的・効果的に發揮されるよう、経営の健全化や法令遵守体制の確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法に基づく監督を適時適切に行う責任を有していることから、都道府県とともに、こうした事案の発生を未然に防止し、その責任を完遂すべく集中的な取組を行うべきである。さらに、漁協の場合には、農協において行われているような独占禁止法に関する説明会等が開催された実績がなく、より丁寧に独占禁止法を現場に浸透させる取組が必要であることに留意すべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

## ＜実施事項＞

- a 農林水産省は、ワーキングで報告された事例（以下「報告事例」という。）の詳細を当事者から聞き取り事実関係を確認する。あわせて、当該漁協の監督を行う都道府県からも漁協の運営実態について聞き取りを行う（当該漁協からの事情聴取は、報告事例の当事者の了解が得られた場合に行う。）。
- b 農林水産省は、a の調査結果を踏まえて、事実関係を公正取引委員会に連絡するとともに、公正取引委員会と連携し、「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」（以下、本項において「ガイドライン」という。）を作成する。なお、報告事例のうち公正取引委員会が独占禁止法違反・違反のおそれがあると認めたものについては、公正取引委員会の措置に合わせて、農林水産省・都道府県も水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。）に基づく指導を行う。
- c ガイドラインには、以下の点を盛り込む。
  - ・ 第1章「ガイドラインの概要」において、漁協の行為であっても、不公正な取引方法に該当する場合は独占禁止法違反となることを記載する。
  - ・ ワーキングで報告された漁協の行為について、類型化した上で、事例とし

- ・ て問題となり得る事例と望ましい取引形態を記載する。
  - ・ 系統外出荷を行う漁業者からは、当該漁業者が水揚げ・出荷する際のルールを定め、漁協から提供を受ける役務（サービス）に対する対価（例えば、水揚げ時に利用する施設・役務の利用料や検査・検定費用等）として徴収される金銭以外に、徴収の根拠が不明瞭な手数料を收受することはできないことを記載する。
  - ・ 漁協は、組合員の所得向上のために自らの事業を通じて貢献することが本来の姿であり、系統外出荷を制限するようなことがあってはならない旨を記載する。
  - ・ 全国漁業協同組合連合会及び都道府県漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）は、水協法に基づき、それぞれ漁連及び漁協に対し、独占禁止法に抵触するおそれがある行為を行わないよう、適切な指導を行うべき（水協法第87条第1項第11号及び第8項）ことを記載する。
  - ・ 独占禁止法に抵触するおそれがある行為を行っている漁協・漁連に対しては、水協法に基づく報告徴求（水協法第122条）や必要措置命令（水協法第124条）の対象となり得ることを記載する。
- d 農林水産省は、ガイドラインの作成が完了した後に、「水産物・漁業生産資材の適正な取引の推進に関する検討会」にて意見を聴取し、パブリックコメントを行った上で、内容を決定して、水産庁ホームページ等により公表・周知を図る。これと併せて、漁協の行為であっても、不公正な取引方法に該当する場合は独占禁止法違反となること、系統外出荷を制限するようなことがあってはならないことを周知する。
- e 農林水産省は、ガイドラインに関する相談窓口を設置し、漁業者から独占禁止法に違反する疑いのある行為についての情報提供を受け付け、都道府県と連携して実効性のある監督・指導・是正に取り組むとともに、漁業者に対するアンケート調査（漁業者が農林水産省のWEBサイトに回答を入力するなど、不正行為を通報しやすいもの）を実施し、系統外出荷を制限されたことがあるか、系統利用を強制されたことがあるか等、独占禁止法の遵守に関する重要な事項を確認する。
- f 農林水産省はeの相談窓口を設置したことを、例えば、漁協の事務所等、漁業関係者への周知に適する場所において、ポスター掲示やパンフレットを置く等の方法によって周知する。
- g 農林水産省は、都道府県や系統組織に対する説明会等を通じガイドラインの周知・指導を行うとともに、毎年、水産庁において都道府県・漁連のヒアリングを実施し、漁協への指導状況等をフォローアップする。
- h 農林水産省は、水産庁長官名にて、全都道府県及び全国漁業協同組合連合会（以下「全漁連」という。）に対し、系統外出荷の制限など独占禁止法に定める不公正な取引行為に該当する行為や徴収の根拠が不明瞭な手数料の徴収を行ってはならない旨を通知する。その上で、都道府県及び全漁連と連携して漁協内部の規定を見直し、独占禁止法に違反する疑いのある箇所は是正する。
- i 監督指針における、独占禁止法に関する規定及びコンプライアンス体制の構築に関する規定の内容を、水産庁は全漁連に徹底させるとともに、漁協の役職員や漁業者がその要旨を容易に理解し得るシンプルなもの（パンフレット等）を作成

し、全漁連、都道府県漁連及び各都道府県から漁協に対して周知徹底させる。その周知徹底は、メールや郵送による文書通知にとどまらず、説明会（オンライン開催可）を開催して行い、パンフレット等は、WEBで公開するほか、漁協の事務所のうち役職員や漁業者が容易に手に取る又は見ることができる場所へ設置・掲示する。

- j 農林水産省は、上記説明会の内容について、各都道府県から漁協の役職員に対して、3年程度の間、集中取組期間として、独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われることがないよう、浸透度合いを定量的に把握しながら監督を行う。
- k 公正取引委員会は、報告事例の当事者である漁業者に、自ら事実関係について確認するなど必要な調査を行った上で、独占禁止法に違反する行為が認められた場合には排除措置命令等、違反のおそれ・違反につながるおそれがある場合には警告・注意を行うなど、厳正・的確に対処する。また、これに限らず、類似の事案があれば、積極的に対処する。
- l 公正取引委員会は、kに記載の報告事例及び類似の事案への対処により公表した場合には、農林水産省と共同で、各都道府県及び各漁協に対して、注意喚起の通知を行う。
- m 公正取引委員会は、農業分野において農林水産省と共同で行っている「独占禁止法等に係る説明会及び個別相談会」を水産分野でも全国で実施する。
- n 公正取引委員会は、啓発活動に用いるべく、農林水産省と連携して、水産分野における独占禁止法違反の行為の内容を平易に解説した資料を作成し、WEBサイトで公表する。

## (2) 若者の農業参入、経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題

【令和3年度検討・結論、結論を得次第順次措置】

### ＜基本的考え方＞

高齢化と人口減少が本格化する中、基幹的農業従事者数は平成7年の256万人からおよそ半減し、令和2年には136万人まで減少した。また65歳以上が94.9万人(70%)を占める一方で、49歳以下はわずか14.7万人(11%)にとどまっている。

今後、生産基盤としての農地を持続性をもって最大限利用していくためには、担い手の確保と育成が課題であり、地域外や農業分野以外からも広く担い手を探していく必要がある。

とりわけ、将来の地域農業を担う若い就農者の確保・育成は重要課題であり、意欲ある多様な若者を農業に呼び込むためには、若者の農業に対するイメージを刷新し、魅力的なビジネスであることを情報発信していくべきである。新規就農者の多くは、農地の確保、資金の確保、技術の習得などの課題を抱えており、就農準備段階や就農後において、総合的なサポートを希望する声がある。就農者一人一人のニーズに合わせ、きめ細かくワンストップでの支援を行うべきである。

今後、離農に伴い増加する農地はもとより、農地以外の施設等の経営資源も、次世代に円滑に承継し、有効活用していくことが重要である。施設等の経営資源を、地域内外の受け手に円滑に引き継ぐには、技術・ノウハウ、販路等も含め、移譲者と継承者の十分な調整が必要である。地域を超えた人材のマッチングや関係団体

によるサポートなど、第三者継承・家族継承を計画的に進めるための仕組みや支援体制の整備が求められる。

また、農業の収益性を高め、魅力的なビジネスとしていくためには、農家への経営管理の浸透が重要である。家族経営体としての一戸一法人は他法人と区別せず法人経営体として取り扱うべきであるが、一戸一法人の数は、平成12年の7914法人から平成27年の4301法人まで減少傾向にあり、農業経営の法人化を推進することなどで、経営感覚を持った農業者の育成を急ぐべきである。令和5年5万法人という法人化目標の達成に向けては、その推進体制や農業経営相談所等による支援方法を見直すなど、取組を強化していくことが求められる。

#### ＜実施事項＞

- a 農林水産省は、農業ビジネスの魅力の発信等を通じた若者の農業に対するイメージの刷新、世代交代を機とした継承者への就農支援など、多様な主体と連携して若者を農業に呼び込むための施策や体制を構築する。
- b 農林水産省は、全国レベルでの就農希望者のためのマッチング（例えば、移譲希望者の情報の集約・一覧化による実施、地域・生産品目の分類等に即した実施）や関係機関による継承時のサポート（例えば、法的手続の支援）など、第三者継承等を計画的に進めるための仕組みや支援体制を整備する。
- c 農林水産省は、経営感覚を持った意欲ある農業者を育成するため、農業者の経営管理能力の向上のための取組を充実させるとともに、ターゲットを明確にした上での関係機関による農業経営の法人化の積極的な働きかけ等推進体制を見直す。
- d 農林水産省は、農業経営の法人化に関する実績管理において、一戸一法人の扱いを変更することを踏まえ、過去比較する際の統計上の扱いや目標達成の評価方法を整理する。

#### (3) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化

【令和4年措置】

#### ＜基本的考え方＞

農業従事者数の減少による農業の存続自身が危ぶまれる中、持続的な農地利用、地域経済の活性化、農業所得の向上を実現していくためには、意欲ある若者を惹きつけ、農業の多様な扱い手を確保することが必要不可欠である。そのためには、農業者が広域的な活動や6次産業化等の経営の多角化、輸出等の国際展開、スマート農業などのハイテクノロジー化等を通じて農産物の付加価値・生産性の向上を達成できるよう、その成長段階に応じて必要な資金調達を円滑に行うことができる環境が整備され、将来の展望を見通しながら農業経営を進められる魅力のある産業として、農業の成長産業化に取り組み、農業のイメージを変えていくことが重要である。

資金調達は融資、出資等多様な手段が存在するが、現在は融資が中心的に活用されている。一方で、出資に関しては、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項において、農地所有適格法人としての要件が規定されており、株式会社のうち会社法（平成17年法律第86号）上の公開会社は農地を所有することが認められておらず（法人形態要件）、総議決権の過半を農業関係者が保有しなければならない

(議決権要件)などの規制がある。

意欲的な若者による農業ベンチャー等の更なる成長や、事業の拡大を企図する農業者が自ら望む場合に、資金調達手段を柔軟に選択できるようにするために、法人設立時には一定の制限を設ける場合であっても、一定期間ある地域に溶け込み、農業で実績を残した法人に対して、出資による資金調達が柔軟に行うことができるようになることが必要である。

#### ＜実施事項＞

農林水産省は、地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。

#### (4) 農協改革の着実な推進

【令和3年度以降順次措置】

#### ＜基本的考え方＞

農協改革については、「農協改革集中推進期間」の終了後も引き続き自己改革が進められているところであるが、人口減少・高齢化の進展、それに伴う農業生産基盤の弱体化の恐れ、SDGsや環境変化に対する関心の高まり、コロナ禍を契機とした消費行動の急激な変化、デジタル化やフィンテックの進展、異業種の金融業への参入、超低金利環境の継続、地域金融機関の経営統合・再編や異業種との提携と農業分野への参入といった農協を取り巻く経済社会環境が大きく変化しており、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化という基本目標を達成するため、自己改革の取組を行ったことに満足するのではなく、その取組を具体的な成果につなげていかなければならない。

経済事業については、農業者の所得向上のために価格交渉力を確保しつつ、買取販売やEコマースの活用を含む直接販売の強化、生産資材価格の引下げ等の更なる取組が必要である。また、取組が農業者の所得向上につながっているのかについて、定量的な把握が必要である。このため、売上増加や費用低減に必要な取組及びKPI・成果目標を定め、取組を着実に実行することが必要である。加えて、目標達成には、目指す姿に向けたシナリオに即して、ロジックツリーとして、実施主体（全体・部門・階層等）毎に、相互に重複せず、全体として漏れがない形で、質の高いKPIを設定する必要がある。さらに、改革の成果に対する組合員の評価を把握し、新たな取組に効果的につなげていくことも重要である。

また、信用事業については、あくまで本業である農業への貢献を基本とした自己改革を各単協やJA銀行が検討し、金融業界における「破壊的」といっても過言ではない変化のスピードを踏まえ、必要な取組を迅速に実施する必要がある。その際には既存の体制・資源に基づいた取組のみならず、ビジネスモデルとガバナンスの同時改革、リスク管理体制の強化、デジタル化への対応や外部人材の活用などの構造改革を行うことが重要である。

そもそも、農協は、農業が本業であって金融は副業であるということを忘れるこなく、事業全体の優先順位やバランスを引き続きしっかりと考えていく必要がある。

その中で、農協の在り方についても、引き続き検討していくべきである。

これらの課題に対しては、農協及び全国組織による自己改革を前提としながら、農林水産省としても、KPI・成果目標等について、各農協が農業所得とのつながりが見える多数の類型等から複数設定できる枠組みを構築する等、改革に自律的に取り組み続けられる枠組みを構築する必要がある。また、農協のKPI・成果目標、中長期のシミュレーションや経営戦略、JAバンク中期戦略、農林中央金庫（以下「農林中金」という。）の経営計画、准組合員の事業利用の方針や状況等についても、提出を受けて、海外のベンチマークなども参考に、検証等を行う等、自己改革の継続的な実施を担保するための仕組みを構築することも重要である。

## ＜実施事項＞

- a 農林水産省は、農協において、組合員との対話を通じて自己改革を実践していくため、以下の自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省（都道府県）が指導・監督等を行う仕組みを構築する。
  - ① 農協において、次の方針等を策定し、組合員との徹底的な対話を行い、総会で決定する。
    - (i) 自己改革を実践するための具体的な方針（信用事業に過度に依存するのではなく、経済事業の黒字化を図ることも目指し、それぞれの農協が置かれている事業環境に応じて、農業者の所得向上につながる実績を判断するためのKPI等の目標を質の高い形で設定しつつ、農業者の所得向上に取り組むための具体的な行動内容等を定める）
    - (ii) 中長期の收支見通しについてのシミュレーション（農業者の所得向上に取り組むべく、健全で持続性のある経営を確保する観点から、経済事業はもちろん、全ての事業について将来の見通しを作成する）
    - (iii) 准組合員の意思反映及び事業利用についての方針（准組合員の意思反映に関する仕組みを明確化するとともに、事業利用について、組合員が具体的な利用状況を把握した上で、農業者の所得向上を図るとの農協改革の原点に立って判断するものとして定める）
  - ② 農協は、①の方針等や事業計画等に基づいて、自己改革のための具体的アクションを実行する。
  - ③ 農協は、毎年、自己改革の実績や取組状況等について、①の方針等との比較・分析を含め、組合員に丁寧に説明するとともに、組合員の評価と意向を踏まえ、更なる改革の取組のため、事業計画への反映や方針等の修正等を行う。
  - ④ この一連のプロセスを毎年継続して実施していく。
- b 農林水産省は、全国組織において、農協がaの①の方針等を策定するに当たって助言、優良事例の横展開等を図るとともに、自ら生産資材価格、輸出、他業種連携、販売網の拡大等の農業者の所得向上のための改革を実施し、これらを通じ、農協に対する支援等を行うための仕組みを構築する。
- c 農林水産省は、aの①の方針等の作成に当たっての助言、②の具体的アクションのヒアリング等を行いつつ、毎年、自己改革の実績等について報告を求め、進捗状況、収支状況等を把握し、農協や全国組織における取組の加速化・見直し等が求められる場合には、自律的な改革の継続・強化や経営の健全性・持続性の確保

等の観点から、農協改革の原点に立って、必要な措置を検討・実施する。

- d 農林水産省は、JAバンクにおいて、以下の自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省（都道府県）が、金融庁と連携し、指導・監督等を行う仕組みを構築する。
- ① JAバンクとして、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投融資等に向けて、中長期的な戦略を策定する。
  - ② これを踏まえ、農林中金、信農連、農協において、それぞれ、農業・関連産業向けの投融資活動等について目標を設定し、具体的な行動内容等を定める個別計画を策定する。
  - ③ その個別計画に基づき具体的なアクションを実行し、その実績や取組状況について、中長期的な戦略等との比較・分析を含め、組合員等に丁寧に説明し、更なる活動等を進めるため、個別計画への反映を行う。
  - ④ 農林中金において、金融環境の急速な変化に対応できる態勢を強化するとともに、農協から実績や取組状況の定期的な報告を求め、農協に対して融資の審査等に必要な貸出システムの導入といった支援や目標達成のために必要な助言等を行う。
- e 農林水産省は、d の①の中長期的な戦略の作成に当たっての助言、③の具体的なアクションのヒアリング等を行いつつ、JAバンクに対し、農業・関連産業向けの投融資の実績について報告を求め、進捗状況等を把握し、見直し等が求められる場合には、必要な措置を検討・実施する。

## (5) 農地利用の最適化の推進

【a, b : 令和3年度措置、c, f : 令和4年度措置、  
d : 令和3年検討・結論、結論を得次第順次措置、e : 措置済み】

### <基本的考え方>

平成27年に農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という）が改正され、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）が農業委員会の業務の重点として明確化された。

農業委員会は、農地の集積・集約の取組が目標に照らして着実に進捗しているのか、農業委員会の活動が農地利用の最適化にどれだけ貢献したのか等を明確にするため、適切な目標及び実行プロセスに関するKPIの両方を設定した上で、そのKPIに基づくPDCAサイクルを実践するとともに、詳細な実績データを開示することが求められている。

農地については農業委員会の他、都道府県、市町村などの地方公共団体や農地中間管理機構など、地域における多くの関係者が異なる機能を發揮し、連携しているが、各関係者間での責任があいまいになり、農地の集積・集約化を始めとする農地利用の最適化を停滞させることがある。各関係者の明確な役割分担及び責任の下で、農地利用の最適化がより推進されるようにすべきである。その際、民間企業のマネジメント手法や人材も活用していくことも重要である。

令和5年に全耕地面積の8割を担い手へ集積するという目標に対して、現状は全国平均で57.1%（令和元年末時点）と乖離が著しく、32の都府県では5割を下回

っている。農地中間管理機構は農地の貸借を促進することとなっているが、このままでは目標達成は困難であり、目標が画に描いた餅とならないよう、具体的な方策を示し、実行していくことが不可欠である。

遊休農地の発生防止・解消のために、農業委員会は年に1回、利用状況調査を行った上で、農地が活用されていない場合は利用意向調査を行うこととなっているが、遊休農地9.2万haのうち、これまでに農地中間管理機構から借入を断られた農地等6.9ha(75%)は調査の対象外であった。遊休農地の解消を図るために、全ての遊休農地を対象に利用意向調査を行い、解消に向けた取組を講ずる必要がある。

農地利用の最適化を図るために、農地情報公開システムの情報（農地の権利移動）に加え、農作物、作付面積等農地に関する各種情報が一元的に管理されることが必要である。

### ＜実施事項＞

- a 農林水産省は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第51条第2項に基づき、全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定めるとともに、推進委員等が、毎年度、具体的な活動を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する仕組みを構築する。
- b 農林水産省は、農業委員会の活動についての情報開示に基づき、推進委員等が農業委員会法に規定する者としてふさわしいかを評価・判断し、適切な人材を確保する仕組みを構築する。
- c 農林水産省は、農地利用の最適化の推進に向けた農業委員会（農業委員、推進委員）と市町村・農地中間管理機構等関係機関との役割・責任分担及び連携の在り方に関するガイドラインを発出し、周知徹底する。
- d 農林水産省は、令和5年に全耕地面積の8割を担い手へ集積するという目標と現状（令和元年末57.1%）の乖離が著しいことなどを踏まえた、農地の利用集積の大幅向上に向け、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を「目標地図」として明確化するとともに、人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、農地中間管理機構を軸として、関係機関の側からの働きかけ等を行い、体系的に貸借を、農作業受委託も含め、強力に促進すること等を検討し、結論を得る。
- e 農林水産省は、所有者への利用意向調査について、全遊休農地が調査の対象となるよう、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）を改正するとともに、農地中間管理機構による農地の貸借を促進する。
- f 農林水産省は、デジタル技術を活用した遊休農地を含めた全農地のステータスの見える化として、農地情報公開システムの情報（農地の権利移動）に加え、農作物、作付面積等農地に関する各種情報が一元管理される農林水産省地理情報共通管理システムの開発を行い、令和4年度からの運用を目指す。

### (6) 農地の違反転用の課題

【a：令和3年度措置、b：令和4年度上期措置、c：令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

### ＜基本的考え方＞

農業生産の基盤でありかつ限られた資源である農地を、将来のために有効に活用していくため、農地法などに基づく各種規制が設けられているが、農業従事者が高齢化し離農が進む中、農地関連規制の在り方を検証する必要がある。

特に、行政庁が平成 30 年に新たに発見した違反転用 3648 件のうち、3131 件 (85.8%) が追認許可となっており、未是正のものは 449 件 (12.3%)、原状回復命令が出されたものは 39 件 (1.1%) となっている。違反転用のうち 8 割以上が追認許可されている一方、原状回復命令など本質的な是正措置は限定的である現状を踏まえると、農地転用許可制度については、過去に遡って実態を調査した上で、規制の在り方から精査する必要がある。

違反転用を早期に発見し、その解消を図るためにには、地域の実情に精通する農業委員会が役割を發揮することは重要であり、農地パトロールの実施方法等を検証するとともに、活性化を図るべきである。

### <実施事項>

- a 農林水産省は、違反転用の発生防止及び適正な是正措置の執行に向けて、違反転用に係る実態調査を行う。特に、追認許可の発生要因や判断主体・判断基準、始末書の運用状況、違反転用の農地区分や違反継続状況の内訳などについて詳細に調査する。
- b 農林水産省は、a の実態調査の結果を踏まえ、違反転用の発生防止及び適正な是正に向け、その発生要因を分析し、転用規制の執行状況を検証し、必要な措置を講ずる。
- c 農林水産省は、違反転用の早期発見を図るため、農業委員会による農地パトロールの適切な頻度や方法を検証し、その活性化を図る。また、ドローンや人工衛星による監視など、効率的で効果的な農地の監視方法を検討する。

### (7) 農業用施設の建設に係る規制の見直し

【a : 令和 3 年上期結論、令和 3 年度措置（施設の対象の周知については令和 4 年度措置）、  
b : 令和 3 年度措置】

### <基本的考え方>

法人経営の増加や農業経営の多様化が進展し、農業法人に雇用されている者を含む農業従事者が働きやすい環境の整備が求められているなど、以前よりも柔軟に農業用施設を設置する必要性が高まっている。

現在、農地法施行規則第 29 条第 1 号に基づき、2 a 未満の農地を農業用施設に供するために転用する際は、農地転用許可が不要となっているが、1 戸当たり耕地面積が昭和 35 年 1.0ha から平成 27 年 2.1ha と 2 倍以上に拡大しているにもかかわらず、昭和 45 年以降この特例について見直しは行われていない。令和元年 6 月の規制改革実施計画に基づき行われた農林水産省調査においても、そもそも 876 件の農業者 (49%) は、この特例自体を「知らなかった」と答えており、1,839 件の農業者のうち、556 件の農業者が「面積 2 a が小さすぎる」と答えている。

「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)において、農業用施設については、「農業生産活動に必要不可欠」とされ、2 a 未満であれば農地転用の許可不要とされる一方で、農畜産物の加工・販

売施設については許可が必要とされる。しかし、例えば、いちご農家が顧客を畑に呼び込み、いちご狩りの提供や加工品のお酒の直売をするとなれば、駐車場に加え、加工施設、販売施設等が必要となるように、6次産業化や農家レストランを始め、農業者が農畜産物を生産するだけでなく、加工・販売施設を整備することが必須である。同調査においても、農業者の40%（737件）が農畜産物の加工・販売施設を特例の対象として「認めるべき」と答えてている。

規制改革ホットラインに寄せられた要望では、「地方公共団体の暗黙の慣例的なルールが存在する」、「対応依頼の連絡をしても反応がなく、処理期間が長期にわたる」といった趣旨の声がある。農地転用許可について、詳細な審査基準を定めている都道府県は44.7%、指定市町村は66.1%あるが、その内容を公表しているのはそれぞれ68.1%、21.0%にすぎない。農地転用許可の制度運用については、農業者の手続負担を軽減し、予見可能性を確保するなど、迅速な経営判断を行うことができる環境を確保する必要がある。

### ＜実施事項＞

a 農林水産省は、新たな食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に沿って農林水産省が行う長期的な土地利用の在り方の検討と併せて、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積（現行2a未満）の拡大や、農畜産物の加工・販売施設への拡大について、農業経営改善計画の認定制度を活用しつつ、農地転用許可の手続のワンストップ化等の措置を講ずることについて検討を行い、必要な措置を講ずる。

なお、上記措置については、営農や6次産業化のための加工・販売という施設の目的に照らして、転用許可を受けずに設置できる「農業用施設」の対象を明確化し、周知が行き渡るよう必要な措置を講ずる。

b 農林水産省は、農地転用手続全般における運用のばらつきについて現状を具体的に調査し、対応を検討の上、市町村の担当者まで制度の周知等が行き渡るよう必要な措置を講ずる。

### （8）トラクターの公道走行に係る手続の簡素化

【令和3年度措置】

### ＜基本的考え方＞

令和元年6月の規制改革実施計画において、農業生産性の向上の観点から、農業者が散在する圃場間をトラクターで移動する際、農機等の着脱を行うことなく装着・牽引したまま公道や農道を走行することについて、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路法（昭和27年法律第180号）及び道路交通法等の法規制に違反することなく農業者の当該走行が可能となる枠組みの構築が行われた。道路法においては、一定の重量・寸法を超える車両が道路を通行する場合、事業者は道路管理者から特殊車両通行許可を取得する必要がある。

農業者からは、農耕トラクターは、建設機械やセミトレーラなど、他の特殊車両とは、使用実態や車両諸元が大きく異なるにも関わらず、一律に特殊車両通行許可制度が適用されており、効果に応じた制度となっていないとの声がある。また、特殊車両通行許可制度のオンライン申請システムや申請マニュアル等においても、農

耕トラクターが想定されておらず、農業者が申請しやすい環境が整備されていないとの声がある。

更なる農業生産性の向上のためには、特殊車両に該当する農耕トラクターが公道を走行するに当たり、必要となる制度や手続について、検証・見直しが必要である。

### ＜実施事項＞

- a 國土交通省は、農林水産省と連携して、特殊車両に該当する農耕トラクターの使用実態等を調査し、特殊車両通行許可申請手続の簡素化を検討する。
- b 國土交通省は、特殊車両通行許可の申請に当たって、道路管理者が審査に不要な場合にも、一律に軌跡図や交差点番号などの書類の添付を求めることがないよう、周知徹底する。
- c 國土交通省は、オンライン申請システムについて、農耕トラクターを想定した改修の検討、申請マニュアルの改定など、農業者が申請しやすい環境整備に向けた取組を進める。

### (9) 農産物検査規格の見直し

【a : 措置済み、b, c : 令和3年度上期措置、d, e : 令和3年度措置、f : 令和3年度検討・結論、必要に応じて速やかに措置、g, h : 令和3年以降継続的に措置、i : 令和3年検討・結論、結論を得次第速やかに措置、j : 令和4年度上期措置、k : 令和5年度上期措置、l, m : 継続的に措置】

### ＜基本的考え方＞

我が国のコメの輸出額は2019年46億円となっているところ、農林水産省は2030年に6倍弱の261億円とする目標を掲げている。日本社会の人口減少・高齢化を受けて、コメの消費は今後も減少することが予測され、日本の農業者の所得を向上し、日本の農地・農村を維持していくためにも、コメの海外輸出拡大は喫緊の課題である。

農産物検査制度は、精米にする際の歩留まりの目安のために「1等」、「2等」、「3等」といった等級で格付けを行うもので、消費者や外食・中食事業者の食味や食感などのニーズを踏まえたものではなく、国際規格に準拠した規格でもない。

また、その判定は目視及びその他の人の主觀に基づく農産物検査員の鑑定に頼つており、技術的には可能な、穀粒判別器等を活用することによる高精度かつ客観的な分析に基づいた自己保証ができないのが実情である。

このような状況を踏まえ令和2年7月17日決定の規制改革実施計画では、農産物検査規格について、農業者の所得向上に資するものとすべく、多様化する米の流通形態に対応し、それぞれの流通ルートや消費者ニーズに即したものとなるよう以下の4つの観点から見直しを行うとともに、安全性、食味など消費者、ユーザーのニーズを取り込んだJAS規格（日本農林規格）を民間主導で制定することとされた。

- ① 農業者の創意工夫がより発揮されること
- ② 農業者に多様な選択肢（自主検査含む）が提供されること
- ③ 農業者の所得向上に資するよう、現行の農産物検査規格については、より合理的で低負荷、低コストでの検査が行われるよう見直しが行われること

#### ④ 農業者の所得向上に資する新たな規格が構築されること

また、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）上、消費者向けの玄米及び精米の容器包装に産地・品種・産年（以下「3 点セット」という。）を表示する際、登録検査機関による農産物検査の証明が義務付けられており、コメ生産者にとって農産物検査の受検が事実上強制されている状態にあったが、令和 3 年 3 月 17 日付で、農産物検査の証明を受けていない場合でも、根拠を示す資料を保管することで 3 点セットの表示を可能とする食品表示基準の改正がなされた。

消費者には、上記のような農産物検査制度の実情は必ずしも認識されておらず、農産物検査における 3 点セットの確認に使用されている書類と同様の根拠資料を保管することによって表示の信頼性が同様に担保されていることなど、今般の食品表示基準改正に当たって、消費者の選択に資する情報提供がなされることが重要である。

### ＜実施事項＞

- a 農林水産省は、農産物検査規格の在り方を消費者ニーズに即したものに見直すに際しては、お米マイスターの意見を聞くなどの方法により、また、消費者庁とも連携して、消費者ニーズの内容を把握し、自主検査を含む多様な検査を可能とする。
- b 農林水産省は、農産物検査に用いる試料のサンプリング方法について、登録検査機関において試料が均一であると認められるロットについてはサンプリング回数を従前の回数より減らす方法（以下「新方式」という。）が可能となるよう、標準抽出方法（平成 13 年農林水産省告示第 443 号）を改正するとともに、登録検査機関が判断する際の参考となるよう、新方式のサンプリング方法に関してガイドラインを示す。
- c 農林水産省は、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号）を改正し、皆掛重量の検査を廃止する。
- d 農林水産省は、余マスの実態・事例や、余マスに関して留意すべき事項や関連する科学的知見等についての手引きを作成し、農業者、卸・流通業者等、関係者に広く周知する。
- e 荷造り及び包装規格については、現行の規格で認められていない素材の包装容器について、必要最小限の要求事項で定義した新規格を制定する。
- f 包装の量目については、物流側の視点も含めて検討の上、結論を得、必要に応じて措置を講ずる。
- g 水稻うるち玄米の銘柄について、品種の許諾が特定の都道府県に限定され育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由があるものを除く産地品種銘柄については、品種名のみが記載される「品種銘柄」に指定する。
- h 消費者庁は、農林水産省とも連携して、農産物検査及び令和 3 年 3 月 17 日付けの食品表示基準改正の内容について、事業者及び消費者に対して普及・啓発及び周知の徹底を図る。
- i 農林水産省は、計測・標準化・米穀の専門家等から構成する「機械鑑定に係る技術検討チーム」を設置し、技術的事項の検討・整理を行った上で農産物規格規程（平成 13 年農林水産省告示第 244 号）を改正し、現行の農産物検査規格とは別

に、機械測定を最大限生かせる「機械鑑定を前提とした規格」を策定する。新しい規格は、現行の規格と同列に位置付ける。

- j 水稻うるち玄米の銘柄の検査については、現在の目視鑑定による方法を改め、農業者等から提出される種子の購入記録、栽培記録等の書類により審査する方法に見直す。
- k 農林水産省は、穀粒判別器のデータを活用して、生産から消費に至るまでの情報を連携し、生産の高度化や販売における付加価値向上、流通最適化等による農業者の所得向上を可能とする基盤（スマートフードチェーン）をコメの分野で構築し、これを活用した民間主導でのJAS規格制定を、令和5年産米から実現できるよう支援する。
- l 農産物検査規格に関して見直しが行われた項目については、結論が出たものから、順次、それを現場に浸透させるための措置を講ずる。
- m 技術革新等を踏まえて、年度ごとに、農産物検査規格を点検し、見直しの必要性を認めた場合には、速やかにその検討を開始する。

## (10) 畜産業に関する規制改革

### ア 牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革

【令和3年度措置】

#### <基本的考え方>

酪農家が生乳の出荷先等を自由に選べる環境を実現するため、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革として、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律改正（平成30年4月施行）がなされた。

その結果、生産者補給金等の交付対象が指定生乳生産者団体以外に出荷される加工原料乳にも拡大し、酪農家の出荷先の選択肢を拡大し、付加価値を高めた牛乳乳製品の開発製造、販売などの酪農家の創意工夫を生かせる環境が整備された。

しかしながら、生乳の流通において、制度的な独占は解除されたが、依然として、指定生乳生産者団体による実質的な独占が継続されている。指定生乳生産者団体とそれ以外の事業者に圧倒的な規模の違いがある中で、取引先を自由に選べるような取組が必要である。また、取引の自由度を実際に増やしていくためには、生乳取引の実態を調査し、公正な取引環境の整備に向けた更なる取組を検討する必要がある。

さらに、農林水産省が作成した、農協が受託販売を拒否することを示した資料が酪農家の自由な取引を委縮させているとの声や、農林水産省が指定する地域ブロック外の工場で中間生産物を加工した場合や別会社に中間生産物から最終製品への製造を委託した場合に、生産者補給金等の対象とならない運用がなされており、実態に即していないとの声があり、改善が必要である。

#### <実施事項>

- a 農林水産省は、都道府県等と連携し、全国的に生乳取引の実態調査を行い、必要な措置を講ずる。特に、実態調査も踏まえ、生乳流通業者が農協系統か系統外であるかに関わらず、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等が取引先を自由に選べるよう、生乳取引に係るガイドラインを作成するなど、取引の透明化の向上な

どの運用改善を行う。さらに、乳業メーカー等が農協系統と系統外の双方の生乳の取扱いを公平に行うよう指導する。

- b 農林水産省は、酪農家が自由な取引を萎縮する様ないように、「指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集」を見直す。また、制度改正の趣旨を周知徹底する。
- c 農林水産省は、生産者補給金等における加工原料乳の数量算出において、その算出に係るブロック地域の考え方について、全国を一つのブロックとして扱うこと及び別会社に中間生産物から最終製品への製造を委託した場合に一つの乳業工場で製造したこととして扱うことができるよう、必要な制度改正を行う。

#### イ 畜産の遠隔診療

【a, c:令和3年措置、b:令和4年措置】

#### ＜基本的考え方＞

家畜については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく飼養衛生管理基準により、家畜の所有者は農場ごとに担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に家畜の健康管理について指導を受けるものとされており、畜産の現場では、現在でも、電話やファックス等で医薬品を処方するなど、広く遠隔診療が行われている。そして、今後、迅速かつ的確な飼養衛生管理を促進するため、遠隔診療の積極的な活用が望まれるところである。

他方で、初診から家畜の遠隔診療を行う際に、要指示医薬品の処方を制限する農林水産省の通知（「要指示医薬品の投与及び処方に当たっての注意事項について」平成19年12月19日）も存在することから、魚病対策に関する遠隔診療と同様に、家畜の遠隔診療を初診から行うことができることを明確化するべきである。

#### ＜実施事項＞

- a 魚病対策に関する遠隔診療と同様に、獣医師による家畜の遠隔診療についても初診から可能である旨を明確にするための通知を発出する。
- b 通知を発出後、通知の内容を周知徹底した上で、積極的に遠隔診療が活用された事例を畜産農家や獣医師等の関係者へ周知するなど、遠隔診療がより積極的に活用されるための措置を講ずる。
- c 通知の内容は、獣医師に直接周知・徹底を行う。

#### (11) 畜舎に関する規制の見直し

【a：措置済み、b～g：令和4年措置】

#### ＜基本的考え方＞

我が国の和牛、乳製品を始めとする畜産品の輸出は、2019年に708億円となっている。農林水産省は、2030年に約8倍の5,692億円の目標を掲げており、その国際競争力をいかに引き上げていくかは、重要な課題である。

建築基準法（昭和25年法律第201号）における畜舎の建築基準については、平成9年から累次の緩和が行われたが、引き続き畜舎の建築コストが高く、生乳1kg当たりの建築コストの占める割合は5.2%との農水省の試算もある。畜産業の競争

力を阻害していると、事業者からの不満の声があったところ、令和元年6月の規制改革実施計画では、畜産業の実態に応じた安全基準等を前提とし、畜舎を建築基準法の適用対象から除外する特別法を検討することとされた。

農林水産省は、令和2年2月から5月まで、畜産農家、畜産団体、建築士等を委員とする「検討委員会」を開催し、同年7月の規制改革実施計画では、当該検討委員会が取りまとめた「中間取りまとめ」の内容を実現するため、所要の法律案を整備することとされた。これを踏まえて、令和3年5月12日、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）が成立した。今後、制度の詳細を政省令、下位規則にて定めることとなるが、新ハード基準・ソフト基準を定める際には、「中間取りまとめ」に記載された「検証すべき事項」に留意することとされている。

消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）において別表第一が定める用途に応じ定められている。通常、畜舎は一般的なオフィス等と同じ（15）項「前各項に該当しない事業場」に区分されているが、消防法施行令第32条に基づき、消防長又は消防署長によって現場の状況（畜舎の位置、構造又は設備の状況）に応じて消防用設備等の特例の適用の可否が判断されている。

しかし、現在、この判断の基準とされている「消防予第229号（昭和54年）通知」及び「消防予第179号（昭和53年）」はいずれも発出後40年が経過している。また、この消防法施行令32条に基づく消防長又は消防署長の判断については、「新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会」において、地方ごとにはらつきがあるとの意見が複数出されており、令和2年7月の規制改革実施計画では、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく各地域の規制の実態を調査し、これに基づき畜産業の国際競争力の強化を図るために規制の見直しを行う必要があるか検討を行うことが閣議決定された。

この消防用設備等の特例の適用の可否で、追加投資額が6割程度コストダウンできたという事例もある。また、火災報知器など、家畜に対するストレスのある設備は、家畜が暴れるため、人の安全面を考えると設置を避けたいニーズもある。

### ＜実施事項＞

- a 畜産業の国際競争力の強化が図られることを明らかにするため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく制度（以下「新制度」という。）における畜舎等の建築コストの削減について、基準緩和に伴う直接的な効果に関する試算を行う。
- b 新制度における構造に係る審査が不要となる面積について、木造又は木造以外にかかわらず3,000m<sup>2</sup>に引き上げる方向で緩和を行う。
- c 各国法制で安全性が証明されている部材については、JIS規格に適合していないものであっても使用を認める方向で緩和を行う。
- d 新制度における具体的なハード基準については、aの建築コストの試算や、cにおける外国部材の使用を可能にすることなどを参考にしつつ、真に国際競争力の強化に資するよう木材や鉄骨部材量の削減や外国部材の使用を可能にする方向で緩和を行う。

- e 新制度において事業者が選択することができるA基準又はB基準におけるそれぞれの具体的なソフト基準・ハード基準の検討に当たっては、畜産事業者の意見を公開の場等で幅広く聴取した上で、運用面の負担に留意しつつ検討し、結論を得る。
- f 新制度におけるソフト基準・ハード基準の審査手続については、デジタル技術を活用し、簡素化を図る。
- g 総務省は、畜舎に係る新法の施行時期を目途として、消防法施行令の改正を基本に、畜舎における消防用設備等の特例基準を定めるとともに、農林水産省と連携して、改正内容を消防機関及び畜産関係者に周知する。

## II 人・農地など関連施策の見直し

### 一 「人・農地プラン」法定化、貸借はバンク経由を軸 一

#### 1. 「人・農地など関連施策の見直し（取りまとめ）」の公表

- 昨年12月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、6月までにとりまとめるとしていた「人・農地など関連施策の見直し」については、自民党の農地政策検討委員会（委員長：林芳正参議院議員）において、JAグループを含めた団体ヒアリング等を経て、5月21日にとりまとめが行われた。
- 5月25日、農水省は「人・農地など関連施策の見直し（取りまとめ）」を公表した。

#### 【人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）ポイント】

##### 人・農地プラン

- ・人・農地プランについて、ルールとして継続的に取り組むべきものとして、法定化を含め位置付け
- ・農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれる人として、多様な経営体等（中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体など）を積極的に位置付け
- ・地域で農地の利活用、農業生産について話し合った上で、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化

##### 農地バンク等

- ・「目標地図」の実現に向け、関係機関がワンチームとなって、体系的に貸借等を進める能動的アプローチへ転換
- ・農地の貸借を農地バンクを経由する手法を軸とするなど、「目標地図」の実現に向けた貸借を、農作業受委託も含め、強力に促進する措置を講ずる、農地バンクの貸借の運用を抜本的に見直す

##### 人の確保・育成

- ・県が中心となって市町村等と連携して、伴走機関（農業に関する団体等）のサポートの下、人の確保と育成について方針の策定等を行う
- ・集落営農の広域化、法人化、経営の多角化など、それぞれの状況に応じた取組を促進
- ・農地の最大限の利用に向け、資金面等で後押し
- ・地域に根差した農地所有適格化法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資に

による資金調達を柔軟に行えるようにする

#### 持続的な農地利用を支える取組の推進

- ・農業支援サービス事業体を人・農地プランに位置付けることも含め、その活動を活発化
- ・農協の農作業受託の取組を組合員や地域の期待に応えられるようにし、より多くの農協が農業経営に取り組みやすいようにするとともに、複数の農事組合法人間の連携を深めやすくする
- ・産地間連携等による労働力調整を促進、働きやすい労働環境づくりのあり方を検討

(原文は別紙1の通り)

- 今後、今回の見直し方向に基づき、来年の通常国会に必要な法律案を提出することを念頭に、農業現場等の意見や懸念を踏まえつつ、具体的な内容等について検討し、年内を目途に関連施策パッケージをとりまとめるとされている。

#### 2. JAグループの対応

- JA全中は、「令和3年度食料・農業・地域政策の推進に向けたJAグループの政策提案」の中で、

##### ・人口減少の本格化をふまえた多様な担い手の育成・確保

人口減少下において農地の持続的利用を確保するため、中小・家族経営や親元を含めた新規就農者、半農半×、サービス事業体、JAを含め、地域を支える多様な担い手の育成・確保の強化と人・農地プランの取り組み強化に向け、関連する法制度・補助事業・資金対策・税制を拡充すること。

##### ・農地の維持、集積・集約、適正利用の推進

人口減少下において担い手の育成・確保を図りつつ、自給力確保に必要な農地面積の確保や、農業の持つ多面的機能を維持・発揮するため、優良農地の確保や農地の集積・集約、条件不利地における農地の維持等に向け、人・農地プランの法制化や農地中間管理機構の取り組みの抜本強化など、関連制度の見直し及び対策の拡充を行うこと。

また、日本型直接支払をはじめ、粗放的な手法も含めた農地の維持・保全に向けた政策を充実・再構築すること。

等を国に提案している。

- 今後、人・農地プランの法定化、目標地図の在り方、農地バンクの運用見直し等、具体的な内容等の検討状況を注視し、必要な働きかけを行う。

## 人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）

令和3年5月  
農林水産省

### 1 総論

我が国において、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される。

今後、食料の安定供給の確保と食料自給率の向上を図りつつ、輸出の促進、コメから高収益作物への転換、スマート農業の実装、マーケットインによる生産・販売、環境と調和のとれた生産など、農業の成長産業化や所得の増大を進めていく上で、生産基盤である農地について、健全性を図りながら、持続性をもって最大限利用されるようにしていくことが必要である。

### 2 人・農地プラン

- (1) 人・農地プランについて、ルールとして継続的に取り組むべきものとし、法定化を含めて位置付け、地域住民への理解の浸透を図る。
- (2) 人・農地プランにおいて、「農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれる人」として、多様な経営体等（継続的に農地利用を行う中小規模の経営体、作業・機械を共同で行う等しつつ農業を副業的に営む半農半Xの経営体など）を、認定農業者等とともに積極的に位置付け、その利用を後押しする。
- (3) 人・農地プランについて、現場で取り組みやすい環境を整備しつつ、地域で、それぞれの状況を踏まえ、農地を具体的にどのように利用・活用していくのか、農業生産をどのようにしていくのか等を話合った上で、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化する。

### 3 農地バンク等

- (1) 農地バンク、都道府県、農業委員会、市町村等の関係機関の活動について、
  - ① 人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、
  - ② 農地バンクを軸として、農業委員会が現場で収集した農地情報等を踏まえ、それぞれの明確な役割分担の下、
  - ③ 共通の具体的方針に基づいて、ワンチームとなって、関係機関の側からの働きかけ等を行い、体系的に貸借等を進めるといった能動的アプローチへと転換する。

(2) 農地の貸借を促進するルートは、農地バンクを経由する手法を軸とするなど、地域の農地について、「目標地図」の実現に向けた貸借を、農作業受委託も含め、強力に促進する措置を講ずる。

この場合の農地バンクによる貸借の運用を抜本的に見直す。

(3) 地域の内外から受け手候補を広く探して調整できる仕組み及び都市部等に居住する相続人が引き継いだ農地を安心して委ねられる仕組みを構築する。

#### 4 人の確保・育成

(1) 市町村が人・農地プランの策定に注力し、「目標地図」の実現に向けた具体的な人の位置付けを担う一方、地域の内外から広く人を確保しなければならない状況等を踏まえ、都道府県が中心となって、市町村等と連携して、伴走機関（農業に関する団体等）のサポートの下、人の確保と育成について方針の策定等を行う。

##### (2) 新規就農

- ① 都道府県が中心となって、市町村等と連携して、伴走機関のサポートの下、新規就農の確保・育成について方針の策定等を行い、農地の取得、機械・施設の導入や販路の確保などのきめ細かな支援を実施する。
- ② 若者等の農業への一層の呼び込みと定着を図るため、農業の魅力の発信を行うとともに、別途、幅広い層の意見を聞く場を設ける。

(3) 集落営農について、法人化に加え、機械の共同利用や人材の確保につながる広域化、経営の多角化や高収益作物の導入など、それぞれの状況に応じた取組を促進する。

(4) 地域を越えた広域での人材のマッチングや関係機関によるサポートなど、第三者継承等を計画的に進めるための仕組みや支援体制を整備する。

##### (5) 農業者による事業展開の促進

- ① 農地の最大限の利用に向けて、持続的な農地利用や広域的活動・経営多角化等について、資金面等で後押しする。
- ② 地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。

## 5 持続的な農地利用を支える取組の推進

- (1) 今後、人・農地プランの「目標地図」の実現に向け、農業支援サービス事業体について、プランに位置付けることも含め、その活動の活発化を図る。
- (2) 農協の農作業受託の取組を、質・量ともに組合員や地域の期待に応えられるようにし、より多くの農協が農業経営に取り組みやすいようになるとともに、複数の農事組合法人間の連携を深めやすくする。
- (3) 産地間連携等による労働力調整を促進するとともに、激化する人材獲得競争の中で、他産業並の労働環境等により、農業に携わる者を確保する観点から、別途、働きやすい労働環境づくりのあり方を検討する場を設ける。

## 6 農村における所得と雇用機会の確保

- (1) 中山間地域等直接支払制度において、第5期対策（令和2年度～）から導入した「集落戦略」がより実践的になるような方策を検討するとともに、集落機能強化等を後押しする加算措置の更なる活用を推進する。
- (2) 大規模な経営が困難な中山間地域においては、地域の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営に係る施策の充実を図る。
- (3) 農山漁村の担い手として、農業以外の事業にも取り組む農業者（半農半X）など、多様な形で農山漁村に関わる者の参入を促進するため、今後は、
  - ① 農泊、農福連携、ジビエをはじめとする農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組
  - ② 農業者だけでなく、地域の多様な主体が一体となった取組
  - ③ 「農村地域づくり事業体（農村RMO）」による取組等、地域資源をフル活用して事業展開することにより、所得確保手段の多角化が図られるよう、6次産業化を「農山漁村発イノベーション」に発展させる。
- (4) 農山漁村発イノベーションの担い手として、令和2年度からスタートした「特定地域づくり事業協同組合」の仕組みや、「労働者協同組合」の仕組みを活用した人材マッチング等を推進する。
- (5) 農山漁村発イノベーションや地域コミュニティ形成の場等、農山漁村の活性化に必要な施設の整備を行う場合には、農業上の土地利用との調和を図りつつ、迅速な手続を進めることを可能とする。

## 7 安心・安全な生活環境の確保

- (1) 中山間地域等を中心に、
- ① 農村集落における地域資源の保全管理・活用に係る将来の方向性や取組についての合意形成と、それに基づく共同活動の推進
  - ② 複数の農村集落の機能を補完する農村地域づくり事業体(農村RMO)の育成
- 等、地域資源の最適配分を図りつつ、効率的に農村地域を運営するための仕組みを構築する。
- (2) 地域づくりに係る人材・ノウハウに関する支援や、既存の集落営農組織が農作業の共同化や農地の保全等に加えて事業の多角化を図る場合の支援を行う。
- (3) 国土交通省等と連携し、流域治水対策を推進するとともに、ため池等の豪雨対策を速やかに実施することとする。
- (4) 総務省と連携し、農村地域の情報通信環境の構築に係るガイドラインを作成し、光ファイバ、無線基地局等の整備等を推進する。
- (5) 集落・自治体が描く農村のグランドデザインに沿って、関係府省と連携しつつ、生活インフラのほか、地域医療や生活交通等のネットワークにも配慮し、「小さな拠点」を整備するとともに、域内で財・サービスが循環する仕組みの構築を推進する。

## 8 農地の長期的な利用

- (1) 受け手のいない農地について、食料の安定供給のための農地の確保を前提として、長期的な視点を踏まえ、
- ① 有機栽培や放牧、鳥獣緩衝帯など、農地や土壤についての持続可能な利用を図るために必要な施策
  - ② 関係者が話し合いを通じて地域の土地利用を提案できる仕組み
  - ③ 農地集積・集約化の加速や持続可能な土地利用に資する農地・農業水利施設の整備等に対する農家負担の軽減を含む支援等を措置する。
- (2) ほ場整備の実施に当たっては、権利関係の十分な調査・調整や財産管理制度の有効活用を図るとともに、粗放的管理などに関する地域内の話し合いを踏まえて、計画を策定する。

## 9 農村をサポートする人材の育成

- (1) 令和3年度から開始された、地方自治体職員等を対象とした地域サポートの担い手となる「地域づくり人材」を養成する「農村プロデューサー養成講座」について、講座修了生同士で支え合いながら活動できる環境を整備するためのネットワークを構築する等、その更なる充実を図る。
- (2) 専門的な知識を有する人材の活用も含め、市町村を超える範囲もカバーする中間支援組織など、関係府省と連携しながら自治体等に対する広域的なサポート体制を構築するための施策を講ずる。
- (3) 小規模な基盤整備を円滑に実施することができるよう、市町村や土地改良区を土地改良事業団体連合会がサポートする仕組み等を構築する。
- (4) 関係省庁・機関等の地方創生施策と連携を図りつつ、農業への関心層を獲得するため、
- ① 農産物の購入、農山漁村旅行、ユニバーサル農園での農業体験等を通じた「農村ファン」づくり
  - ② 農村における多様な関わりを希望する人材を募り、JAグループ等とも連携し、そうした人材を必要とする農村とマッチングする機能の構築
  - ③ 都市農地や農業への都市住民の理解の醸成等を推進する。

## 10 関係府省等と連携した仕組みづくり

- (1) 既存の施策では対応が難しい新たな政策課題が抽出された場合には、関係府省と連携して、新たな施策を検討する。
- (2) 地方自治体や地域の農業者等の事務負担の軽減を図るため、事務手続書類の簡素化、デジタル技術の活用等を図る。

## 11 今後の進め方

今回の見直し方向に基づき、来年の通常国会に必要な法律案を提出することを念頭に、農業現場等の意見や懸念を踏まえつつ、具体的な内容等について検討し、年内を目途に関連施策パッケージをとりまとめる。



## 農政をめぐる情勢

令和3年6月15日 280部

編集・発行 愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944  
(ファクシミリ 052 (957) 1941)

印 刷 株式会社 ユキ印刷工業

電話 052 (792) 8218  
(ファクシミリ 052 (792) 7802)